墨田区立公園条例の一部を改正する条例を公布する。 平成31年3月19日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第5号

墨田区立公園条例の一部を改正する条例

墨田区立公園条例(昭和40年墨田区条例第18号)の一部を次のように改正する。 第7条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項 の次に次の1項を加える。

- 2 前項に規定するもののほか、公募により自動販売機の設置の許可を受ける者を決定した場合は、別表第4に定める使用料を当該許可を受けた者から徴収する。
  - 第12条第1項中「別表第4」を「別表第5」に改める。
  - 第15条中「別表第5」を「別表第6」に改める。
  - 第16条中「別表第6」を「別表第7」に改める。

別表第3 1土地の使用料の部中「942円」を「1,693円」に改め、同表 2公園施設の使用料の部中「14,400円」を「14,000円」に改める。 別表第6を別表第7とし、別表第5を別表第6とする。

別表第4中「1,377円」を「1,583円」に、「612円」を「703円」に、「1,020円」を「1,173円」に、「408円」を「469円」に、「721円」を「865円」に、「306円」を「351円」に、「510円」を「586円」に、「823円」を「987円」に、「8,160円」を「9,360円」に、「12,750円」を「14,625円」に、「34円」を「39円」に改め、同表を別表第5とし、別表第3の次に次の1表を加える。

## 別表第4

自動販売機の設置に係る使用料

<b>1</b>	種			別		単		位		位	金	額
	動	販	売	機	1	台、					当該自動販売	<b>E機による販</b>
自										売物品に係る	る当該月ごと	
								1	П		の売上金額	(消費税相当
							1	Л		額及び地方消	肖費税相当額	
											を除く。) に	二、100分
											の50を上降	艮として区長

	が別に定める割合を乗じ
	て得た額

## 付 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第3及び別表第5の規定は、この条例の施行の日以 後の使用又は占用に係る使用料又は占用料から適用する。